相続税の延滞税と無申告加算税の計算表

申告の期限を過ぎたときに足して納める額を、年ごとの割合で計算します。

書き込み欄：期限＿＿＿＿＿＿　納める日＿＿＿＿＿＿　遅れ＿＿＿日　もとの税額（1万円未満切り捨て）＿＿＿＿＿＿円

延滞税の割合

年	納期限の翌日から2か月まで	2か月の後
2026年（令和8年）	年2.8%	年9.1%
2025年（令和7年）	年2.4%	年8.7%
2024年（令和6年）	年2.4%	年8.7%
2023年（令和5年）	年2.4%	年8.7%
2022年（令和4年）	年2.4%	年8.7%
2021年（令和3年）	年2.5%	年8.8%
2020年（令和2年）	年2.6%	年8.9%

割合は毎年変わります（国税庁「延滞税の割合」）。令和9年の割合は、この表を確かめた日にはまだ出ていません。令和9年以後の日は令和8年の割合で仮に計算し、令和元年（2019年）以前の日は計算しません。期限後の申告は、申告書を出した日が納期限です。

計算の式

延滞税 ＝ もとの税額 × 割合 × 日数 ÷ 365

年ごと・割合ごとに分けて計算して足し、100円未満を切り捨てます。この道具とエクセルは、分けた額の1円未満を切り捨ててから足しています。計算のもとの税額は1万円未満を切り捨て、延滞税・加算税は100円未満を切り捨てます。延滞税が1,000円未満、加算税が5,000円未満なら納めなくてよい（国税通則法 第118条第3項・第119条第4項）。

例：1,000万円を90日遅れて納めた（期限内に申告、令和3年）。期限 2021年3月15日。2.5%×61日＝41,780円、8.8%×29日＝69,917円、合計の100円未満を切り捨てて 111,600円。

無申告加算税の割合

申告した時	50万円まで	300万円まで	300万円超
調査の通知の前に、自分から申告	5%		
調査の通知の後、調査で指摘される前に申告	10%	15%	25%
調査で指摘された後に申告（税務署が決める）	15%	20%	30%

300万円を超える部分の割合（25%・30%）は、令和6年1月1日以後に申告の期限が来る分からです。それより前に期限が来た分は、50万円を超える部分がすべて15%（指摘の後は20%）。過去5年以内に無申告加算税・重加算税を課されていると、さらに10%足されます（この道具には入れていません）。

1か月以内なら無申告加算税がかからないことがある
期限から1か月以内に自分から申告し、次の両方を満たすときは、無申告加算税はかかりません。①期限までに納める税額を全部納めていた ②過去5年以内に無申告加算税・重加算税を課されておらず、この扱いも受けていない。

損をしやすい所

- **期限後に申告した日に納めない**：期限後の申告は、申告書を出した日が納める期限。その日から2か月を過ぎると延滞税が年9.1%（令和8年）に上がる
- **申告書を作り終えるまで待つ**：延滞税は日割りで増え、無申告加算税は調査の通知の前なら5%で済む。分け方が決まらなくても、法定相続分で分けたとして先に申告できる
- **遺産分割でもめていたことを理由にする**：相続人の間の争いで財産が分からなかった、話し合いができなかったことは、申告が遅れた正当な理由にならない
- **期限の日を数え間違える**：期限は知った日の翌日から10か月。期限が土日・祝日・年末年始に当たるときは、その翌日（休みの明けた日）

出典：国税庁 タックスアンサー No.9205「延滞税について」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁「延滞税の割合」／国税庁「延滞税の計算方法」／国税庁 タックスアンサー No.2024「確定申告を忘れたとき」（加算税の割合。令和8年4月1日現在法令等）／国税通則法 第60条（延滞税）・第66条（無申告加算税）・第118条第3項・第119条第4項（端数の切り捨て）（e-Gov 法令検索）／国税庁 タックスアンサー No.4205「相続税の申告と納税」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁「相続税、贈与税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）」（2026/11/17 確認）